

不動産取得税のお知らせ

静岡県

1 不動産取得税について

不動産（土地や家屋）を取得したときにかかる税金です。
税額の計算方法は、次のとおりです。

$$\text{取得した不動産の価格} \times \text{税率} = \text{税額}$$

不動産の種類	土地（※）	家屋	
		住宅	住宅以外
税率	3%	3%	4%

（※）宅地を取得した場合は、不動産の価格を1/2にして計算します。

2 不動産取得税の納付

送られた納税通知書により納めてください。納期限までに必ず納めましょう。

① スマートフォン決済アプリ

② クレジットカード

インターネットに接続し、「地方税お支払いサイト」から
クレジットカードで納めることができます。

地方税お支払いサイト



③ ペイジー（Pay-easy）

ペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングから
納めることができます。

④ コンビニエンスストア、MMK設置店

⑤ 金融機関窓口（銀行、郵便局）

3 納税管理人

外国に居住する人が静岡県の不動産を取得した場合は、納税管理人を定めて申告してください。

<納税管理人とは>

日本国内に住所、居所、事務所又は事業所を有する人で、不動産を取得した人に代わって不動産取得税の納税に関する一切の事項を処理してもらいます。

4 住宅の軽減措置

床面積が 50 m²以上 240 m²以下の新築住宅の場合は、1 戸につき最高で 1,200 万円が控除されます。

自分が住むために中古住宅を取得した場合等でも、一定の要件を満たせば減額の対象となることがあります。

5 住宅用土地の軽減措置

土地を取得して、その土地の上に住宅を新築した場合には、手続きをすることにより土地の税金が安くなる場合があります。

<例>

- ・土地を取得した日から 3 年以内に、その土地の上に住宅を新築した場合。
- ・建売住宅等の土地付の未使用住宅を、住宅が新築されてから 1 年以内に取得した場合。

注意：住宅はいずれの場合も床面積が 50 m²以上 240 m²以下であること。

6 問い合わせ先

お問い合わせは日本語でお願いします。

財務 事務所名	所在地・メールアドレス	電話番号	管轄区域
下田	〒415-0016 下田市中531-1 PTO-shimoda-kazei@pref.shizuoka.lg.jp	(0558) 24-2014	下田市・東伊豆町・河津町・ 南伊豆町・松崎町・西伊豆町
熱海	〒413-8686 熱海市水口町13-15 PTO-atami-kazei@pref.shizuoka.lg.jp	(0557) 82-9071	熱海市・伊東市
沼津	〒410-8520 沼津市高島本町1-3 PTO-numazu-tyokuzei2@pref.shizuoka.lg.jp	(055) 920-2033	沼津市・三島市・御殿場市・ 裾野市・伊豆市・伊豆の国市・ 函南町・清水町・長泉町・ 小山町
富士	〒416-8544 富士市本市場441-1 PTO-fuji-kazei@pref.shizuoka.lg.jp	(0545) 65-2129	富士宮市・富士市
静岡	〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20 PTO-shizuoka-tyokuzei2@pref.shizuoka.lg.jp	(054) 286-9170	静岡市
藤枝	〒426-8663 藤枝市瀬戸新屋362-1 PTO-fujieda-kazei@pref.shizuoka.lg.jp	(054) 644-9132	島田市・焼津市・藤枝市・ 牧之原市・吉田町・川根本町
磐田	〒438-0086 磐田市見付3599-4 PTO-iwata-kazei@pref.shizuoka.lg.jp	(0538) 37-2222	磐田市・掛川市・袋井市・ 御前崎市・菊川市・森町
浜松	〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-1 PTO-hamamatsu-tyokuzei2@pref.shizuoka.lg.jp	(053) 458-7146	浜松市・湖西市